

京都市くらし応援給付金（3万円給付、子ども加算）
よくあるお問合せ

<対象世帯・給付基準について>

Q1 私（の世帯）が「京都市くらし応援給付金（3万円給付、子ども加算）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。

A1 支給対象は、基準日（令和6年12月13日）において世帯全員の令和6年度分の住民税（令和5年1月から12月の収入・所得に基づく）均等割が非課税である世帯となります。対象世帯には、2月3日から案内文書を郵送しております。具体的には、以下1～4の要件を全て満たす世帯です。

- 1 令和6年12月13日時点において、本市に住民登録があり、令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。
- 2 世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- 3 住民税均等割非課税世帯に対する令和6年度の3万円給付金（※）を本市以外の自治体で受給していないこと。

※自治体により給付額が異なる場合あり

- 4 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。

<例> 親（課税者）に扶養されている大学生（非課税）等の単身世帯や、
子（課税者）に扶養されている親の世帯（非課税）等は受給できません。

Q2 Q1における4の「扶養親族等」の定義は何か。

A2 本給付金における「扶養親族等」とは、令和5年12月31日の現況において、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q3 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。

A3 Q1の支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。

Q4 修正申告又は生活保護世帯で市・府民税の減免手続きを行い、令和6年度住民税が均等割非課税となったが、給付金を受給できるか。

A4 令和6年度住民税が均等割非課税となった場合は給付金の支給対象となりますので、申請書をご提出ください。

Q 5 住民税課税者である配偶者の被扶養者（無収入）であったが、基準日（令和6年12月13日）の翌日以降に離婚した場合、支給対象か。

A 5 原則、基準日時点で課税世帯である場合は支給対象外となりますが、基準日時点で離婚協議中の場合や、基準日後に子ども連れでの離婚があった場合については、その他の支給要件を満たした上で、申請期限（令和7年6月2日）までに必要な申請があれば、支給対象となる可能性がございますので、本質問に該当される方は、コールセンター（0120-300-854）まで御連絡ください。

Q 6 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。

A 6 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q 7 基準日の翌日（令和6年12月13日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

A 7 基準日（令和6年12月13日）時点で住民登録があった市町村から支給されますので、12月13日以降に京都市から転出された場合であっても、京都市において支給対象となります。対象世帯には、2月3日以降に案内文書を送付しておりますので、そちらをご覧ください。

Q 8 子ども加算を受給するために、申請等が必要か。

A 8 3万円給付の支給対象世帯で、基準日（令和6年12月13日）時点で本市に住民登録のある18歳以下の子どもについては、案内文書に記載のとおり、3万円給付に加算して給付します。また、転出することなく基準日以降に生まれた子どもについては、本市で3万円給付の受給と子どもの住民登録を確認後、3万円給付を受給された口座に給付を行うため、申請は不要です。一方、以下①、②の場合は申請が必要です。

- ① 別世帯に属する子どもを扶養する世帯
- ② 令和6年12月14日以降に市外へ転出され、転出先で子ども（※）が生まれた世帯

※平成18年4月2日から令和7年5月31日までに生まれた子どもが対象

Q 9 令和6年度住民税が均等割のみ課税である場合は支給されないのか。均等割減免制度廃止の影響を受けて、均等割のみ課税となった場合も対象外か。

A 9 今回の非課税世帯向けの給付金の要件は国が決定しており、これまでは均等割のみ課税世帯も給付対象でしたが、今回の3万円給付においては均等割のみ課税

世帯を対象とした給付金は実施していません。

また、本市で実施してきた、均等割減免制度（均等割のみ課税されている方について全額免除し、非課税とする制度）については、令和5年度で廃止されております。これを受け、今回の3万円給付において、令和6年度住民税が非課税から均等割のみ課税となった方についても、上記のとおり給付対象外となります。

なお、減免制度に関する個別の質問につきましては、以下の専用窓口まで御連絡ください。

【福祉施策の経過措置に関する問い合わせ】

福祉施策経過措置フォローアップセンター（0120-115-011）

【均等割減免制度廃止に関する問い合わせ】

行財政局税制課（075-213-5200）

<申請手続き（申請書関連書類）について>

Q1 代筆して申請することは可能か。

A1 本人の了承を得た上で、代筆していただくことは可能です。ただし、案内文書や通知を代理で受け取りたい場合は、「転送依頼届」(※)を送付してください。

※ホームページからのダウンロード又はコールセンターからの発送が可能です。

Q2 代理で給付金を受給することは可能か。

A2 受給権者は、原則、基準日（令和6年12月13日）時点の世帯主になりますが、法定代理人や世帯主以外の御家族など、世帯主本人以外の口座等で受給する場合は、以下の手続きが必要です。

【支給のお知らせ】

届出期間（令和7年2月13日（必着））までに「転送依頼届」(※)を送付してください。

【確認書・申請書】

確認書、申請書の提出に加えて、以下の書類を提出してください。

<法定代理人の場合>

- ① 委任者（世帯主）及び代理人双方の本人確認書類
- ② 代理権が確認できる書類（登記事項証明書等）

<任意代理人の場合>

- ① 委任者（世帯主）及び代理人双方の本人確認書類
- ② 代理申請・受給手続申立書(※)

※ホームページからのダウンロード又はコールセンターからの発送が可能です。

Q 3 住民登録上の住所とは別の住所に確認書を送付してほしい。

A 3 原則、基準日（令和6年12月13日）時点の住民登録上の住所に郵送します。何らかの事由により、住民登録上の住所とは別の住所に郵送を希望される場合は、別途「確認書等転送依頼届」の提出が必要になります。転送依頼届はホームページからダウンロードいただき送付してください。なお、ダウンロードが難しい場合は、コールセンターにお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

Q 4 令和6年1月2日以降に入国したため、課税証明書が発行できない。どのように手続きを行えばよいか。

A 4 令和6年1月2日以降に入国したことが確認できる書類を添付し、提出してください。

<日本国籍の方>

戸籍の附票の写し（令和6年1月1日時点で国内に住所がないことを証明できるもの）

<外国籍の方>

基準日以降に入国したことが分かる書類（査証（ビザ）又は査証（ビザ）免除国出身の方はパスポートの写し等）

なお、申請の際には、申請書、本人確認書類（コピー）、受取口座が確認できる書類もご提出ください。

Q 5 しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。期限内の申請が必須の場合は、どうすればよいか。

A 5 支給対象となる方には、基準日（令和6年12月13日）時点の住民登録上の住所地に案内文書を送付しております。基準日（令和6年12月13日）と異なる場所にお住まいの場合は、「確認書等転送依頼届」を提出いただければ、支給対象の方には、当該届に記載いただく住所に案内文書を転送します。なお、「確認書等転送依頼届」は当ホームページからダウンロードいただくか又はコールセンターにお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

また、入院中で案内文書の確認ができないなどの事情があっても、申請期限（令和7年6月2日（必着））の延長は認められません。受給を希望される場合は、御家族に手続きを依頼するなど、期限内に申請をお願いします。

Q 5 オンライン申請は可能か。

A 5 以下の手続きにおいて、オンライン申請が可能です。(申請書につきましては、オンライン申請は対応しておりません)

① 支給のお知らせ(口座変更・辞退)【申請期限：令和7年2月13日】

② 確認書 【申請期限：令和7年6月2日】

<振込>

Q 1 【支給のお知らせ】いつ頃に振り込まれるのか。

A 1 2月末の振込となります。

Q 2 【確認書、申請書】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A 2 書類に不備等がなければ、概ね1か月程度で振込となります。

Q 3 振込通知や不支給通知は届くのか。

A 3 【支給のお知らせ】と【確認書】対象の方につきましては、振込通知は発送しません。ただし、不支給となった場合の不支給通知と、【申請書】で申請された方につきましては、振込通知又は不支給通知を発送します。

<その他>

Q 1 給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となるのか。また、生活保護受給世帯は被保護者の収入認定になるのか。

A 1 課税対象や差押対象とはなりません。また、収入認定としない取扱いとなっています。

Q 2 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。

A 2 「京都市暮らし応援給付金(3万円給付、子ども加算)」に係る案内文書は本市から2月3日以降に支給対象世帯へ送付しており、詐欺ではございませんのでご安心ください。なお、ホームページに掲載している送付用封筒を用いて発送しておりますので、ご確認ください。

Q 3 相談窓口はどこにあるのか。

A 3 以下の場所で、相談窓口を設置しております。

住 所：京都朝日ビル4階

(京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65)

開庁時間：平日午前8時45分～午後5時30分

※グーグルマップで検索する場合は「京都朝日ビルディング」で検索してください。